

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第508号）

—外商投資政策関連—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国政府当局の主な政策動向等に関する最新情報をお知らせ致します。

□ 当局政策関連

年初以来、中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表しております。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を引き続き打ち出しており、中国全土における操業再開の更なる拡大や、学校の再開などの動きが見られております。また、両会終了に伴い、今後、政策発表が相次ぐことも予想されています。

本号では新型コロナウイルス関連政策に限らず、当局政策の中で、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

【政府当局の主な政策動向】

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国銀行保険監督管理委員会	<p>保険資金による銀行劣後債への投資に係る事項に関する中国銀行保険監督管理委員会の通知 銀保監発〔2020〕17号 (2020.5.27)</p> <p>中国银保监会关于保险资金投资银行资本补充债券有关事项的通知 银保监发〔2020〕17号 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=906614&itemId=861&&generalType=1</p>	<p>2019年版の「保険資金による銀行劣後債への投資に係る事項に関する中国銀行保険監督管理委員会の通知」を改訂した。ポイントは以下4点である</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険資金が投資できる劣後債の発行体の条件を緩和した <ul style="list-style-type: none"> ● 「発行体の総資産が1兆元、純資産が500億元を下回らない」との条件を撤廃 ● 「発行体のCET1比率が8%、Tier1比率が9%、総自己資本比率が11%を下回らない」との条件を「自己資本比率が監督管理の規定に合致する」に改正 ● トリプルAの発行体格付けの条件も撤廃 ➢ 投資できる劣後債の格付け条件（B3T2債はトリプルA、永久劣後債はAA+）を撤廃した ➢ 保険会社が銀行のB3T2債及び永久劣後債に投資する場合、その信用リスク管理力は中国銀行保険監督管理委員会により定められた基準に適合する、且つ前四半期末のソルベンシー・マージン比率が120%を下回らない ➢ 保険会社は、発行体による資本性証券の分け方に従い、劣後債をエクイティ若しくはデット商品に計上し、相応の比率規制対象として管理しなければならない

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>中国銀行保 險監督管理 委員会等</p>	<p>与信・融資サービス料金の更なる規範化、企業の資金調達コストの引き下げに関する中国銀行保險監督管理委員会、工業・情報化部、発展改革委員会、財政部、中国人民銀行、市場監督管理総局の通知 銀保監發〔2020〕18号 (2020.5.25)</p> <p>中国银保监会 工业和信息化部 发展改革委 财政部 人民银行 市场监管总局关于进一步规范信贷融资收费降低企业融资综合成本的通知 银保监发〔2020〕18号 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=906188&itemId=926</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 銀行は貸付金の支払受託手数料や資金管理費等を徴収してはならない。小規模・零細企業向け与信・融資について、契約書の中で繰り上げ返済や、借入金の未使用に対する違約金を約定してはならず、法人口座の与信枠使用承諾料と信用力証明料を撤廃する ➤ 預金・貸付のひも付きや、抱き合わせ販売などの禁止行為に関する規定を徹底的に実施する。定期預金担保貸付、保証金関連業務を除き、企業による一定の預金の預かりを融資申請の前提条件としてはならない。企業に対し一定の貸付金を預金に変えることを求めてはならない。融資審査の時、企業に対し保険や、理財商品、ファンド若しくはその他の資産運用商品の購入を強制してはならない ➤ サードパーティーが銀行の名義で企業から手数料を徴収することを禁止する。銀行は、提携するサードパーティーによる企業への請求料金を把握し、手数料が高すぎるサードパーティーと提携してはならない ➤ 銀行は専門サービス事業者に顧客を推薦することを名義に、業務提携事業者に関連費用を請求することを禁止する ➤ 銀行は、与信評価のために外部のデータ、情報、格付を利用する場合、企業に関連費用の支払いを求めてはならない。小規模・零細企業向け融資について、銀行を借入者の労災保険の第1順位受取人とする場合、銀行は保険料を負担する ➤ 小規模・零細企業向け与信・融資について、銀行が自ら公証人手数料を負担することを奨励する。銀行を担保物の損害賠償請求権（保険金請求権）者とする場合、保険料は銀行と企業が合理的な比率で共同分担する ➤ 小規模・零細企業向け与信・融資について、銀行が優遇金利（行内移転価格の調整）の設定を強化し、企業の資金調達コストを更に引き下げることを奨励する ➤ サービス料金に関する情報を十分に開示する。営業場所や公式ホームページ、スマホのアプリ等を通じて、料金情報や優遇政策を分かりやすく明確に開示し、企業の知る権利と自由に選ぶ権利を確保しなければならない ➤ 各政策を着実に実施する銀行に対し、中国人民銀行は流動性、資産証券化と小規模・零細企業専用金融債などの面で支援を提供する。中国銀行保險監督管理委員会は相応の業務資格の審査に対し優先に対応する ➤ 本通知は2020年6月1日から施行する。信託会社、金融資産管理会社、自動車金融会社にも適用する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
税務総局	<p>新型コロナウイルス感染症の防止・抑制、供給保障の支持等に係る税制の実施期限に関する財政部、税務総局の公告 財政部 税務総局公告 2020 年第 28 号 (2020. 5. 15)</p> <p>財政部 税务总局 关于支持疫情防控保供等税费政策实施期限的公告 财政部 税务总局公告 2020 年第 28 号 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5150555/content.html</p>	<p>➤ 『新型コロナウイルス感染症の防止・抑制の支持に係る税制に関する財政部、税務総局の公告』（財政部 税務総局公告2020年第8号）、『新型コロナウイルス感染症の防止・抑制の支持に係る寄付金税制に関する財政部、税務総局の公告』（財政部 税務総局公告2020年第9号）、『新型コロナウイルス感染症の防止・抑制の支持に係る個人所得税政策に関する財政部、税務総局の公告』（財政部 税務総局公告2020年第10号）、『新型コロナウイルス感染症の防止・抑制期間における一部の行政手数料及び政府性基金の徴収免除に関する財政部、国家発展改革委の公告』（財政部 国家発展改革委公告2020年第11号）で定めた優遇税制は2020年12月31日まで実施する</p>
	<p>小規模・零細企業及び個人事業者による2020年度の所得税納付猶予に係る事項に関する国家税務総局の公告 国家税務総局公告 2020 年第 10 号 (2020. 5. 19)</p> <p>国家税务总局 关于小型微利企业和个体工商户延缓缴纳2020年所得税有关事项的公告 国家税务总局公告 2020 年第 10 号 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5150535/content.html</p>	<p>➤ 2020年5月1日～2020年12月31日、小規模・零細企業は2020年度の残りの申告期間において規定に従い仮納付の申告をした後、当期の企業所得税（法人税）の納付を2021年度の初回の申告期間まで先延ばしすることが可能である</p> <p>➤ 2020年5月1日～2020年12月31日、個人事業者は2020年度の残りの申告期間において規定に従い事業所得に係る個人所得税の納付申告をした後、当期の個人所得税を2021年度の初回の申告期間まで先延ばしすることが可能である</p> <p>➤ 本公告は2020年5月1日から施行する。5月1日から本公告の発布前にかけて、納税者が既に納付した本公告の規定に合致する税金について、還付を申請することが可能である</p>
	<p>集積回路設計企業及びソフトウェア企業の2019年度企業所得税の計算・納付適用政策に関する財政部、税務総局の公告 財政部 税務総局公告 2020 年第 29 号 (2020. 5. 29)</p> <p>財政部 税务总局 关于集成电路设计企业和软件企业2019年度企业所得税汇算清缴适用政策的公告 财政部 税务总局公告 2020 年第 29 号 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5150614/content.html</p>	<p>➤ 法に従い設立した条件を満たす集積回路設計企業及びソフトウェア企業に対し、2019年12月31日前の黒字年度から優遇期間を起算し、1年目と2年目は企業所得税を免除し、3年目から5年目までは25%の法定法人税率の半分で企業所得税を徴収する。この優遇政策は期間満了まで享受できる</p> <p>➤ 上記でいう「条件を満たす」とは、『ソフトウェア産業及び集積回路産業の更なる発展支援に係る企業所得税政策に関する財政部、国家税務総局の通知』（財税〔2012〕27号）及び『ソフトウェア、集積回路産業の企業所得税優遇政策に係る問題に関する財政部、国家税務総局、発展改革委、工業・情報化部の通知』（財税〔2016〕49号）で定めた条件に適合するというを指す</p>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。
本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。
法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。
当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について
無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報
に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。